

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による安倍彦名団地土地区画整理事業(第三工区)の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	
彦名町	同上の区域(平成元年六月三十日現在の地番による。)
彦名町字二番川中六六の一、六七の二、六八の二、六九の三、六九の四、七四の二、七五の二、八一の二及びこれらと一体をなす国有地	彦名町字二番川中六六の一、六七の二、六八の二、六九の三、六九の四、七四の二、七五の二、八一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
彦名町字二番川灘一一三、一一四、一一五の一から一一五の三まで、一一六から一二二まで、一二三の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二八から一三五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部	彦名町字坂口新田一 一六八三の一、一六八三の二、一六八三の四、一六八三の六、一六八四の一から一六八四の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
彦名町字二番川中	彦名町字二番川中の一六六の一、一六七の二、一六八の二、一六九の三、一六九の四、七四の二、七五の二、八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
彦名町字二番川灘	彦名町字二番川灘のうち一一三、一一四、一一五の一から一一五の三まで、一一六から一二二まで、一二三の一、一

彦名町字坂口新田一	
彦名町字坂口新田一のうち一六八三の一、一六八三の二、一六八三の四、一六八三の六、一六八四の一から一六八四の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	二五の一、二二六の一、二二七の一、二二七の二、二二八から一三五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第五十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成元年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

示す部分に限る。）、一五四一の二三、一五四二の三二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から安倍彦名団地土地区画整理事業（第三工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開当許可の年月日及び番号

平成元年四月二十一日 鳥取県指令受米土維第千三百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北濱ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県松江市浜乃木二丁目七一三

有限会社木村住研

代表取締役 木村勇治

鳥取県告示第五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月九日 鳥取県指令受米土維第三百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字呉服屋開村境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第千六十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年十一月一日から施行する。

平成元年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

旗ヶ崎
に改める。

米子市旗ヶ崎
を
米子市
一丁目

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	キャプテン	株式会社三洋物産
回胴式遊技機	ロックンロール	株式会社エーアイ

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】